

## 経営事項審査の審査基準改正に伴う入札参加資格審査申請の取扱いについて

7月1日より経営事項審査の審査基準の改正があり、雇用保険、健康保険及び厚生年金保険の加入に関する審査について、保険未加入企業への減点措置が厳格化されることとなりました。

つきましては、競争入札参加資格審査申請での取扱いについて下記のとおりといたしますので、経営事項審査の新基準での再審査が必要な場合にはご対応いただきますようお願い申し上げます。

### 記

#### 1. 競争入札参加資格審査申請（平成24年度8月以降の随時受付及び平成25・26年度定期受付）の取扱いについて

改正後の基準（新基準）で実施します。新基準の経営事項審査結果で申請してください。

ただし、改正前の基準（旧基準）により既に受審した経営事項審査において、「その他の審査項目（社会性等）」にある「雇用保険」及び「健康保険及び厚生年金保険」のどちらかの加入の有無についても「有」または「除外」とされている場合は、旧基準の経営事項審査結果でも申請が可能です。

旧基準の経営事項審査で「雇用保険」及び「健康保険及び厚生年金保険」の保険加入の有無について、いずれかが「無」とされている審査結果で申請された場合は、受付できませんのでご注意ください。この場合、経営事項審査の再審査が必要となります。

#### 2. 経営事項審査の再審査について

再審査が必要な方は、速やかに北海道に再審査の手続きを行ってください。再審査受付期間は7月2日（月）から10月29日（月）までとなっております。